

航貨第77号  
平成31年3月26日

国土交通大臣 石井 啓一殿



### 荷送人の危険物申告義務の履行確保に関する要望書

謹啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。  
平素は、一般社団法人 航空貨物運送協会の活動に対しまして、多大なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

航空貨物の取扱におきましては、近年、電子端末、電気自動車等に使用されるリチウム電池の発火に起因する航空事故等の防止が喫緊の課題となっており、また国境を越えたサプライチェーンの展開や越境E-C（電子商取引）市場拡大等によりこれまで以上に危険物の適正な管理が重要な状況となっております。

御高承のとおり、国際民間航空条約第18附属書により荷送人は危険物申告書の作成、包装、ラベリング等を同附属書及び技術指針の規定に基づき行うことを義務付けられております（同附属書7.2.1及び7.2.2等）

他方で、わが国航空法の関連規定の上からは航空法第86条第1項が「爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を加え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。」、同条第2項が「何人も、前項の物件を航空機に持ち込んではならない」と規定しているが、これらの条項や関係省令の現行条文は、荷送人の具体的な危険物申告書の作成義務やその履行手段には言及していません。

航空フォワーダー（利用運送事業者）は、荷送人から貨物を受託する際に品目及び外装確認を実施するものの梱包された貨物の中身までは確認はできず、具体的な貨物の危険物の品目の評価と申告は荷送人のみが行い得るものであることから、荷送人の無申告や虚偽申告の未然防止を徹底する担保手段にはなお課題がある状況であります。

本年 4 月 1 日から、陸海空の貨物運送に係る荷送人の危険物申告義務がわが国商法（運送法）においても施行されることも踏まえ、かかる状況から、下記のとおり要望致します。

- 1 荷主業界を直接対象とした教育訓練体制の充実
- 2 危険物申告書作成の過程で、荷送人の管理と真正な申告書の作成を推進・指導
- 3 航空法施行規則等において、海上輸送における危険物船舶輸送及び貯蔵規則(第17条)と同様の申告義務を明記
- 4 航空法において、米国などの制度を参考に、航空危険物申告の懈怠等を行う荷送人への課徴金徴収等の規定の創設等を検討

謹白